

※2023/12/28 一部改正

## 工事一時中止ガイドライン

日 向 市

## 目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	1
3	工事一時中止に係る処理	3
4	基本計画書の作成	4
5	工期短縮計画書の作成	4
6	請負代金額及び工期の変更	5
7	増加費用の考え方	6
7-1	準備工着手前に一時中止した場合	6
7-2	準備工期間に一時中止した場合	7
7-3	本工事施工中に一時中止した場合	8
8	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	12

## 1. ガイドラインの目的

日向市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、上下水道、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、品確法の改正及び発注関係事務の運用に関する指針の趣旨を踏まえ、日向市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第20条に基づき工事を一時中止する際の事務処理方法を明らかにするとともに、日向市工事設計変更ガイドライン（以下「設計変更ガイドライン」という。）に示した事例と手続を踏まえ、必要な工事の一時中止を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

### 日向市工事請負契約約款

#### （工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 2. 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

また、発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場を維持するための費用等を負担しなければなりません。

受注者の責めに帰すことができないとは、具体的に次のような場合のことです。

ア 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない
- 設計図書に工事着手時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- 同一工事現場内に建築、土木、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事において契約が未成立、大幅な施工の遅延、受注者の倒産等により施工できないなどの状況が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない

イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる
- 設計図に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された

(1) 発注者の一時中止権

発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

※一時中止を通知する場合は、客観的に「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。

(2) 受注者による一時中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の一時中止について発注者と協議することができます。

※工事の一時中止について発注者と協議するに当たり、受注者は書面にて協議を依頼することが必要とされます。

**【関連事項】**一時中止期間が約款第 50 条第 1 項(2)に該当する場合は、受注者に契約の解除権が発生します。

日向市工事請負契約約款

(受注者の催告によらない解除権)

第 50 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3. 工事一時中止に係る処理

(1) 発注者は、工事の一時中止を受注者に対して書面により通知し、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を適正に確保する必要があります。

また、発注者及び受注者は、以下に示すとおり、工事の一時中止に係る処理においては、【工事一時中止ガイドライン様式 1～4】(以下、「【様式 1～4】」)を使用するものとします。

ア 発注者は、工事を一時中止するにあたって、一時中止対象となる場所、一時中止期間の見通し等の一時中止内容を、【様式 1】により受注者に対し通知します。

※一時中止期間は、一時中止の通知で指定した日から、一時中止要因が解決し、施工可能と認められる状態になった日までとします。

イ 一時中止要因が解決し施工可能と見込まれるとき、発注者は【様式 2】により工事の中止解除を通知しなければなりません。

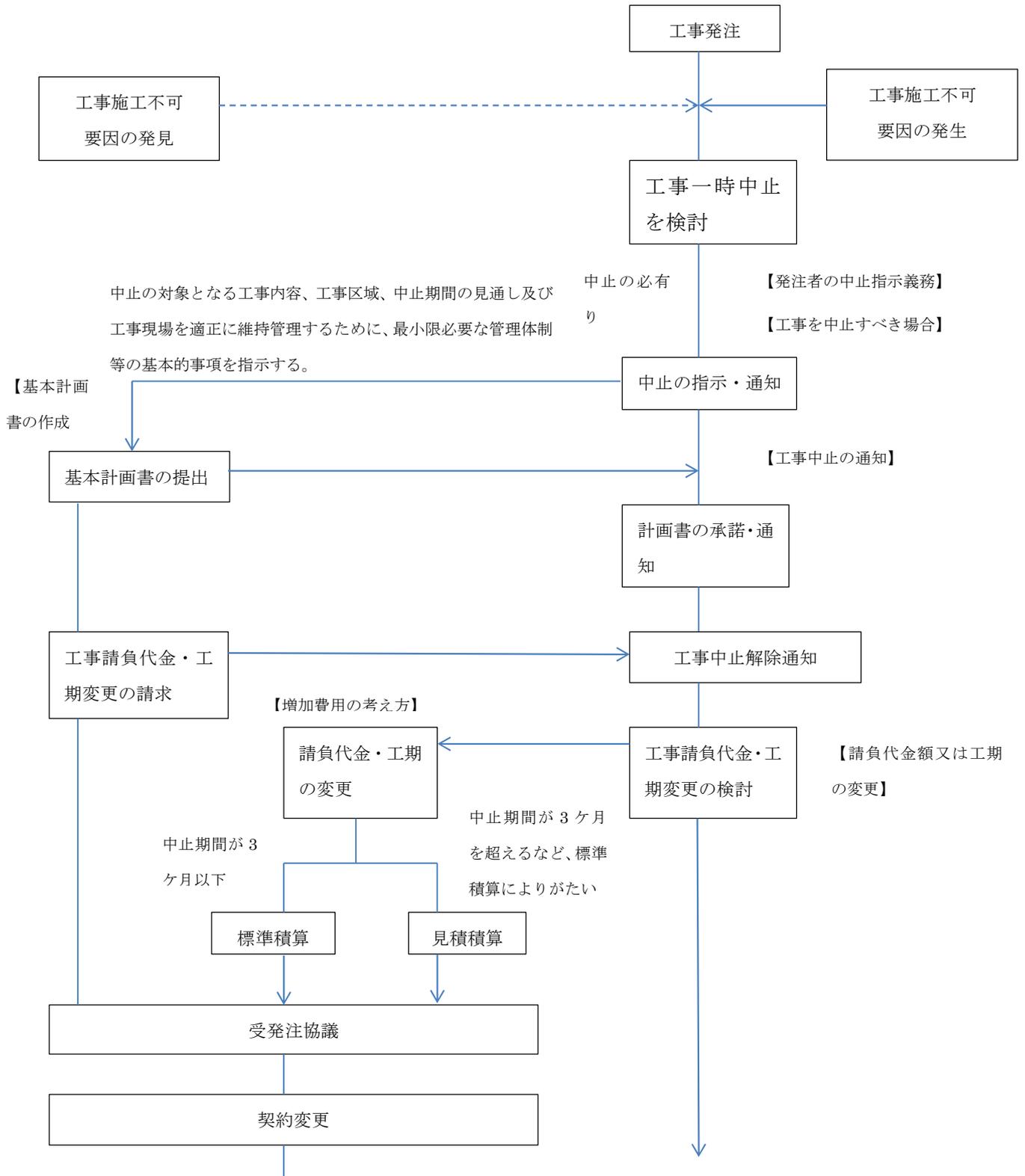
ウ 受注者は、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合は、工事再開後、【様式 3】により費用の請求を行います。

エ 発注者と受注者は、工事請負代金の変更について、【様式 4】により協議書を取り交わします。

# 工事の一時中止に係る基本フロー

受注者

発注者





#### 4. 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出します。

(1) 一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属します。なお、詳細については、発注者と受注者の協議により決定します。

※実際に着手する前の施工計画書作成期間中であっても、現場の維持・管理等が必要な場合は、「基本計画書」（様式5）を提出します。

(2) 「基本計画書」の記載内容は、原則として次のとおりとします。

ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

エ 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

オ 一時中止に伴う概算増加費用

※概算増加費用については、指示時点で想定している一時中止期間における概算金額を記載します。

ここで、記載する概算増加費用は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。

#### 5. 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除に当たり、供用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期どおりとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議します。

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を発注者に提出します。

(1) 「工期短縮計画書」の記載内容は、原則として次のとおりとします。

ア 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること

イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること

ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

(2) 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。

工期短縮に伴う増加費用については、協議の上、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

## 6. 請負代金額及び工期の変更

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期の変更を行います。

### (1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、通常行われる数量及び単価等に関する請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければなりません。

### (2) 工期の変更

#### ア 工期の延期期間

- i 原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期します。なお、一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めます。
- ii 地震、災害等の場合は、地震、災害等が生じていた期間が中止期間となると考えられますが、中止期間よりもその後の片づけ期間や復興期間の方がずっと長期にわたることが多く、こうした場合には片づけ期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能とします。

## 7. 増加費用の考え方

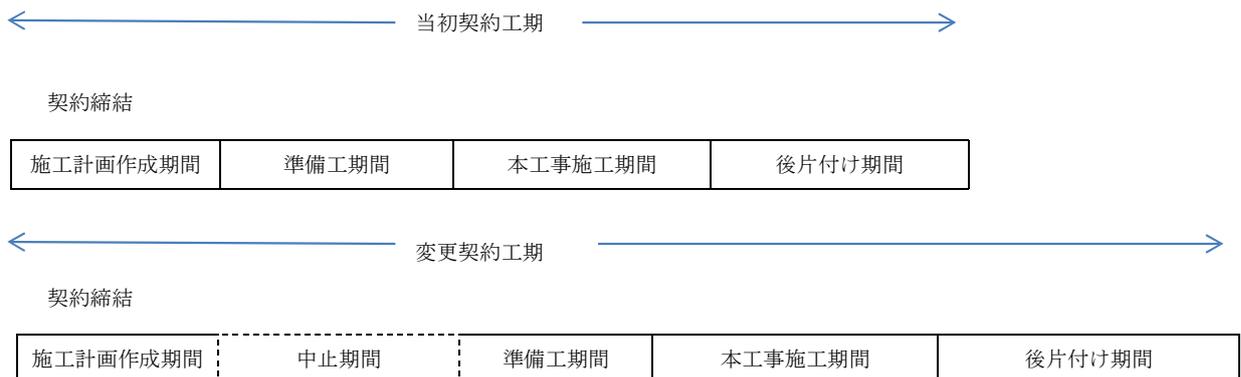
増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。増加費用算出の適用範囲は、表1のとおりです。

表1 増加費用算出の適用範囲

対象工事 一時中止 の発生時期	公共建築工事	土木工事 (中止期間3ヶ月以下)
	土木工事 (中止期間3ヶ月を超える)	
準備工着手前 契約締結後で現場事務所・工事 看板が未設置、材料等が未手配 の状態での測量等の準備工に着手 するまでの期間	増加費用は計上しない	
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置 し、測量等の本工事前の準備期 間	積上げ積算 ※見積書等により受注者・発注者協議	
本工事施工中	積上げ積算 ※見積書等により受注者・発注 者 協議	標準積算（率計算） + $\alpha$

※ $\alpha$ ：率計上に含まれない項目で必要に応じて見積書等により積上げ計上する。

### 7-1 準備工着手前に一時中止した場合



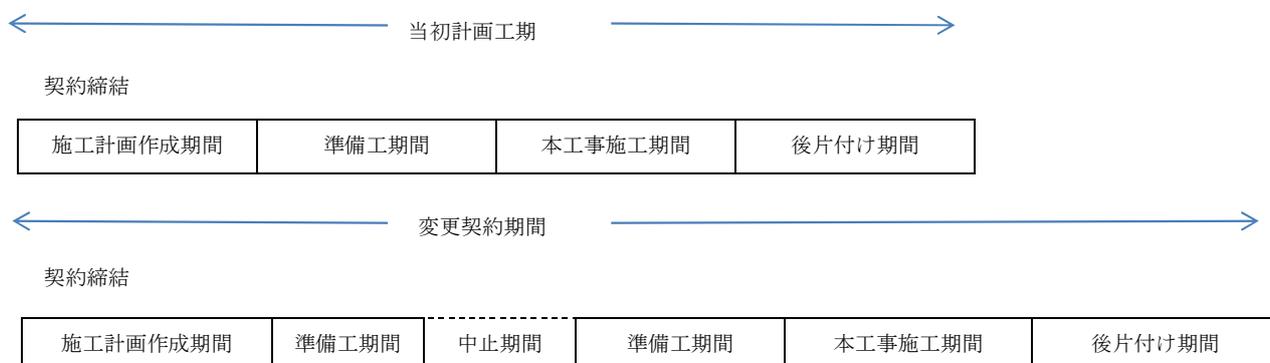
準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

#### (1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出します。

### 7-2 準備工期間に一時中止した場合



準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。

発注者は、上記期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

#### (1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を発注者に提出します。

#### (2) 増加費用の範囲

発注者が工事の一時中止を通知し、それに伴う増加費用について、受注者から請求があった場合に負担します。

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

### (3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

## 7-3 本工事施工中に一時中止した場合



### (1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を発注者に提出します。

### (2) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とします。

なお、発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む。）を通知し、それに伴う増加費用について、受注者から請求があった場合に負担します。

#### ア 工事現場の維持に要する費用

- i 一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ii 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

#### イ 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換

に要する費用等

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

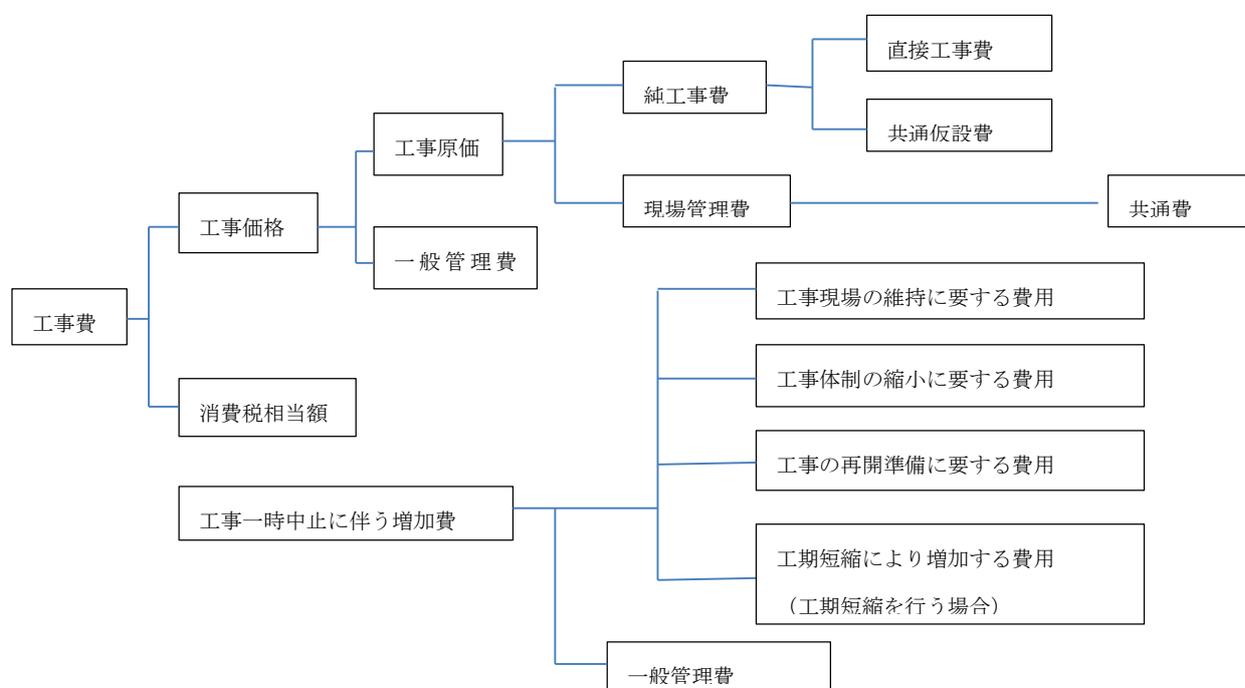
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(4) 増加費用等の構成

ア 公共建築工事費の構成

一時中止期間の現場維持費等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとします。



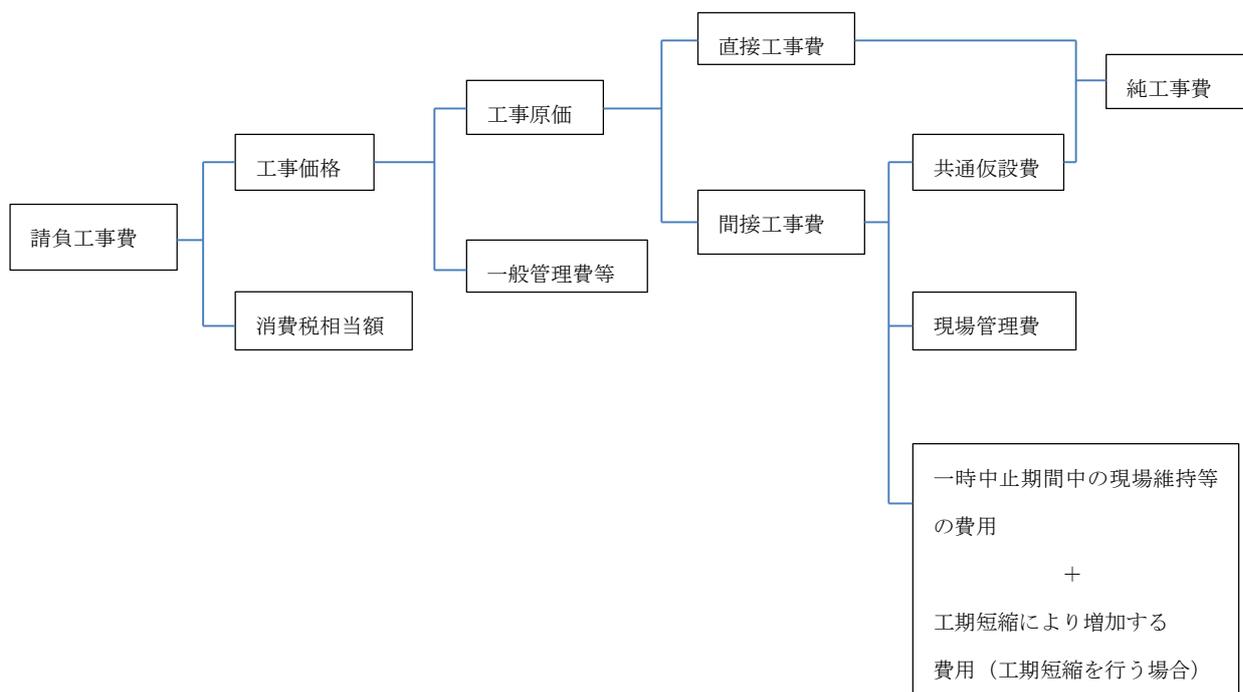
※公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事をいい、昇降機

設備工事は電気設備工事又は機械設備工事の規定を準用します。

※工事一時中止に伴う増加費にかかる一般管理費等は、一時中止に伴って増加する本支店における費用を含みます。

イ 土木工事費の構成

一時中止期間の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。



※土木工事とは、道路、河川、下水道工事等をいいます。

※一般管理費等は、一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

(5) 増加費用の積算

ア 公共建築工事

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により増加費用を算定します。

増し分費用の構成費目は、全て積上げとし、表2のとおりとなります。

表2 工事中止期間中の現場維持等に要する増加費用項目

増し 分 費 用	直 接 工 事 費 目	イ 材料費	○材料の保管費用 ○他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ○直接工事費に計上された材料の損料等	
		ロ 労務費	○工事現場の維持等に必要なる労務費（中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、）原則として計上しない ○他職種に転用した場合の労務費差額	
		ハ 水道高熱電力等料金	○現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	
		ニ 機械経費	○工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	
	現 場 に お け る 増 し 分 費 用	間 接 工 事 費 目	ホ 運搬費	○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬
			ヘ 準備費	○通常の準備作業を超える跡片づけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは別途積上げにより計上する。
			ト 仮設費	○仮設諸機材の損料 ○新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
			チ 事業損失防止施設費	○仮設費に準じて積算した費用
			リ 安全費	○工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）
			ヌ 役務費	○仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
			ル 技術管理費	○原則として増し分費用は計上しない
			ヲ 営繕費	○現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
			ワ 労務者輸送費	○元設計が、営繕費と労務者輸送費を区分して積算した場合で、受発注者協議により、工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等への転用が認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
			カ 労務管理費	○他の工事現場へ転出する労務者簿転出入に要する費用 ○解雇・休業手当を払う場合の費用
ヨ 地代	○現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借り上げに要する費用等で現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用			
タ 福利厚生費等	○現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用			
本支店における増し分費用		○一時中止に係る工事現場の維持のために必要な受注者の本支店における費用 ○一般管理費として率計上		
消費税相当額		○現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用		

## 8. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

### (1) 増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上します。

ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなします。

### (2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、原契約と同一の予算科目を持って、設計変更の例にならない、変更契約するものとし、増し分費用は、受注者から請求があった場合に負担します。

増し分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

様式1

(約款第20条関係)

工事中止通知書	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
中 止 の 理 由	
上記工事の施工を、 年 月 日から 年 月 日までの期間、 中止してください。	
年 月 日	
日向市長 印	
受注者	住 所 商号又は名称 代表者氏名 様

様式2

(約款第20条関係)

工事中止解除通知書	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 (変更完成期限 年 月 日)
<p>工事中止を通知した上記工事の施工中止については、 年 月 日をもって解除するので通知します。</p> <p>なお、上記の変更完成期限では履行できない相当の理由がある場合には、工期変更協議書を提出してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>日向市長 印</p> <p>請 負 者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 様</p>	

様式3

年 月 日

発 注 者 様

受 注 者 印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在、当社で施工中の〇〇〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、日向市工事請負契約約款第20条により、下記のとおり協議します。

記

協議額：〇〇〇 円

資 料：別添〇〇

様式4

年 月 日

受注者様

発注者 印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

標記について、貴社より 年 月 日付けで提出の日向市工事請負契約約款第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に異存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

1 工事名：

2 協議額：

3 算定額：

上記算定額について承諾しました。

年 月 日

発注者様

受注者 印

様式5

年 月 日

発注者様

受注者 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画について

工事名；

年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙  
のとおり基本計画書を提出します。

別紙

## 基本計画書

- 1 中止時点における内容
  - (1) 中止する工種の出来高
  - (2) 職員の体制
  - (3) 労務者数
  - (4) 搬入材料
  - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事
- 5 工事再開に向けた方策
- 6 基本計画書に変更が生じた場合の手続き